

○江東区私立保育所等施設整備資金融資基金条例施行規則

昭和59年4月16日

規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、江東区私立保育所等施設整備資金融資基金条例(昭和59年3月江東区条例第11号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平27規則14・一部改正)

(取扱金融機関の公表)

第2条 区長は、条例第3条の規定により金融機関を指定したときは、当該金融機関(以下「取扱金融機関」という。)の名称及び所在地を公表する。

(預託の方法)

第3条 区は、取扱金融機関に対する預託について、次の各号に定めるところにより取扱金融機関と契約を締結する。

- (1) 預託金額 預託の際区長が定める。
- (2) 預託期間 1年以内とする。
- (3) 預託方法 定期預金又は普通預金とする。

(平16規則47・平17規則15・平18規則88・一部改正)

(融資の総額)

第4条 条例第4条の規定により取扱金融機関が行う融資の総額は、区の預託額の4倍以上を目途とする。

(融資あっせんの対象)

第5条 融資あっせんの対象は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15第2項の規定による認可を受け、江東区内で同法第6条の3第10項に規定する

小規模保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業を実施し、又は実施を予定している法人並びに同法第35条第4項の規定による認可を受け、江東区内に私立保育所を設置し、又は設置を予定している法人で、次に掲げる要件を全て備えているものとする。

- (1) 自己資金のみでは、私立保育所等(小規模保育事業及び事業所内保育事業を行う施設並びに私立保育所をいう。以下同じ。)の新築、増築及び改築(以下「建築」という。)をすることが困難であること。
- (2) 現にこの融資を受け、これを償還中でないこと。
- (3) 十分な償還能力を有すること。
- (4) 社会福祉法人であること。

(平19規則61・平27規則14・一部改正)

(融資あっせんの条件)

第6条 融資あっせんの条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資額 1,000万円以上5,000万円以下
- (2) 融資利率 年8パーセント以内
- (3) 融資期間 20年以内(据置期間6か月を含む。)
- (4) 償還方法 据置期間経過後均等割償還

(昭63規則39・一部改正)

(利子補給)

第7条 区長は、融資を受けた者の利子負担を軽減するため、年8パーセントの範囲内において利子補給をすることができる。

(担保)

第8条 融資のあっせんを受けようとする者(以下「申込者」という。)は、次の各号に掲げる要件を備えている連帯保証人(以下「保証人」という。)を必要とする。

- (1) 特別区民税又は市町村民税を滞納していないこと。
- (2) 現にこの融資を受けていないこと。

- (3) 現にこの融資について、他の保証人になっていないこと。
- (4) 十分な保証能力を有すること。
- 2 申込者が法人の場合は、当該法人の代表者を連帯保証人とする。
- 3 前2項のほか、必要に応じて物的担保を供させることができる。

(平19規則61・一部改正)

(融資あっせんの申込方法)

第9条 申込者は、次の各号に掲げる書類を区長に提出するものとする。

- (1) 融資あっせん申込書(別記第1号様式)
- (2) 設計計画書(別記第2号様式)
- (3) 工事の見積書
- (4) 建築確認通知書の写し
- (5) 申込者及び保証人の住民票の写し
- (6) 申込者及び保証人の特別区民税又は市町村民税の納税証明書
- (7) 土地所有者の建築承諾書(借地の場合に限る。)
- (8) 建物所有者の建築承諾書(建物を借りている場合に限る。)
- (9) その他区長が必要と認める書類

(平19規則61・一部改正)

(融資のあっせん)

第10条 区長は、前条の申込みを受けたときは、当該申込書類を審査し、適当と認めた者について融資あっせん通知書(別記第3号様式)により、速やかに取扱金融機関に対しあっせんする。

- 2 区長からあっせんを受けた取扱金融機関は、自己の責任において融資の可否を決定し、適当と認めたときは、融資あっせん承認通知書(別記第4号様式)を、不承認のときは、融資あっせん不承認通知書(別記第5号様式)を区長に送付する。
- 3 区長は、取扱金融機関から前項の通知を受けたときは、融資承認の場合は融資あっせん決定通知書(別記第6号様式)を、不承認の場合は融資不承認通知書(別記第7号様式)を申込者に送付する。

(融資あっせんの取消し)

第11条 区長は、申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、融資のあっせんを取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により融資のあっせんを受けたとき。
- (2) 正当な理由がなく融資のあっせん決定後1か月以内に取扱金融機関との融資契約を締結しなかったとき。
- (3) 融資契約締結後1か月以内に工事に着手しないとき。

2 区長は、前項により融資あっせんを取り消したときは、融資あっせん取消通知書(別記第8号様式)により、申込者及び取扱金融機関に通知する。

(平19規則61・平27規則14・一部改正)

(融資状況の報告)

第12条 取扱金融機関は、区長が必要と認めるときは、融資状況及び回収状況を融資状況報告書(別記第9号様式)により報告しなければならない。

(委任)

第13条 この規則の施行について必要な事項は、別に区長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(平19規則61・旧附則・一部改正)

(融資あっせんの対象に係る特例)

2 平成19年6月30日以前に江東区内に私立保育所を設置している法人にあつては、第5条第4号の規定は、適用しない。

(平19規則61・追加)

附 則(昭和63年規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年規則第15号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第88号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年規則第61号)

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第14号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第9条関係)

(平19規則61・平27規則14・一部改正)

	整理番号	第号
	年月日	. .

私立保育所等施設整備資金融資あっせん申込書

申込者	私立保育所等名	
	所在地	江 東 区 丁 目 番

		号
	法人名	
	法人の住所	電話()
	代表者氏名	

工事場所	江東区	丁目	番	号
土地	1 自己所有 2 借地	建物	1 自己所有 2	
工事見積額	円	工事面積		m2
融資基本額				万円

連帯保証人	氏名	印	生年月日	年 月 日
	住所	電話()		
	申込者との関係			

上記のとおり私立保育所等施設整備資金融資あつせんを受けたいので、別紙関係書類を添えて申し込みます。

年 月 日

申込者氏名

印

江東区長殿

工事箇所	
工事を必要とする理由	

--

処理経過		受付	斡旋決定	契約締結	着工確認	融資実行	完了確認	償還完了
	年月日							
	担当							

別記第2号様式(第9条関係)

(平19規則61・平27規則14・一部改正)

	整理番号	第号
	年月日	.

設計計画書

私立保育所等名		申込者	印
所在地	江東区	丁目	番号
建物構造	造 階建て		
建物規模	合計(延べ面積)	保育室部分	その他部分

	m2	m2	m2
工事予定	工事着手	年 月 日	
	工事完了	年 月 日	
平面図 簡 単に記入			

別記第3号様式(第10条関係)

(平19規則61・平27規則14・一部改正)

	整理番号	第号
	年月日	. .

殿

江東区長

私立保育所等施設整備資金融資あっせん通知書

江東区私立保育所等施設整備資金融資基金条例施行規則に基づき、下記の者を貴店へあっせんしますので通知いたします。

つきましては、貴店と締結した私立保育所等施設整備資金融資に関する契約書に基づき融資の検討を願います。

記

私立保育所等名	
所在地	江 東 区 丁 目 番 号
法人名	
法人の住所	電話()
代表者氏名	
添付書類	1 融資あっせん申込書 2 設計計画書 3 工事見積書 4 申込者・保証人の住民票の写 5 申込者・保証人の納税証明書

別記第4号様式(第10条関係)

(平19規則61・平27規則14・一部改正)

	整理番号	第号
	年月日	. .

江東区長殿

所在地

金融機関名

代表者名 _____ 印

私立保育所等施設整備資金融資あっせん承認通知書

年 月 日付整理番号第 号により、貴区から融資あっせんのありました下記申込者について審査したところ適当であると認められるので通知します。

記

私立保育所等名	
法人名	
法人の住所	
代表者氏名	
融資予定額	万円

別記第5号様式(第10条関係)

(平19規則61・平27規則14・一部改正)

	整理番号	第号
	年月日	. .

江東区長殿

所在地

金融機関名

代表者名 _____ 印

私立保育所等施設整備資金融資あっせん不承認通知書

年 月 日付整理番号第 号により、貴
区から融資あっせんのありました下記申込者については、不承認といたします。

記

私立保育所等名	
法人名	
法人の住所	
代表者氏名	

申込金額	万円
不承認理由	

別記第6号様式(第10条関係)

(平19規則61・平27規則14・一部改正)

	整理番号	第号
	年月日	. .

殿

江東区長

私立保育所等施設整備資金融資あっせん決定通知書

年 月 日付をもって申込みのあった私立保育所等施設整備資金融資あっせんについては、下記のとおり決定されたので通知いたします。

記

指定取扱金融機関	名称	
	所在地	江 東 区 丁 目 番 号
融資金額		万円

(注) 年 月 日までに、この決定通知書を上記指定取扱金融機関に持参して、契約手続きをとってください。

別記第7号様式(第10条関係)

(平19規則61・平27規則14・一部改正)

	整理番号	第号
	年月日	. .

殿

江東区長

私立保育所等施設整備資金融資不承認通知書

年 月 日付をもって申込みのあった私立保育所等施設整備資
金融資あっせんについては、下記のとおり不承認となりましたので通知いたし
ます。

記

理由

別記第8号様式(第11条関係)

(平19規則61・平27規則14・一部改正)

	整理番号	第号
	年月日	. .

殿

江東区長

私立保育所等施設整備資金融資あっせん取消通知書

年 月 日付をもって申込みのあった私立保育所等施設整備資金融資あっせんについては、下記の理由により、これを取り消します。

記

理由

別記第9号様式(第12条関係)

(平19規則61・平27規則14・一部改正)

	整理番号	第号
	年月日	. .

江東区長殿

所在地

金融機関名

代表者名 印

私立保育所等施設整備資金融資状況報告書

年 月 日末日の融資状況について下記のとおり報告
します。

記

1 融資残額

	前月末日現在融 資残額	今月融資額	今月回収額	今月末日現在融 資残額
年度融 資実行分	円	円	円	円
年度以 前融資実行分				
計				

2 融資状況

区分	申込受付		融資実行		備考
	件数	金額	件数	金額	
前月末累計	件	円	件	円	
今月の状況					
累計					